



資料編

1 計画の検討経過

(1) 生駒市環境審議会の開催状況

開催日	審議内容
令和6年8月23日(金)	・第3次生駒市環境基本計画の改定について (計画改定の背景・前期計画の成果と課題・改定スケジュールなど) ・市民・事業者アンケート(案)について
令和6年11月22日(金)	・第3次生駒市環境基本計画の改定について (パブリックコメント案)
令和7年2月14日(金)	・第3次生駒市環境基本計画の改定について (パブリックコメント結果報告)

(2) アンケート実施状況

市民アンケート結果

アンケート期間	令和6年9月20日～10月4日 ※WEB回答は10月11日まで
調査対象	住民基本台帳から無作為抽出した18歳以上の住民1,000名に配布、SNS・ホームページ経由による回答者
調査方法	二次元バーコードを貼付した調査票を郵送にて配布し、WEB上と紙媒体のいずれかで回収
回答数・参考回答率	444件・44.4%

事業者アンケート結果

アンケート期間	令和6年9月20日～10月4日 ※WEB回答は10月11日まで
調査対象	生駒市商工会議所加入会員100社、SNS・ホームページ経由による回答者
調査方法	二次元バーコードを貼付した調査票を郵送にて配布し、WEB上と紙媒体のいずれかで回収
回答数・参考回答率	67件・67.0%

(3) パブリックコメントの実施結果

実施期間	令和6年12月19日(木)～令和7年1月20日(月)
周知方法	生駒市ホームページ
閲覧場所	市役所(2階 SDGs 推進課・3階 市政情報コーナー)、鹿ノ台ふれあいホール、北コミュニティセンターISTA はばたき、図書会館、たけまるホール、コミュニティセンター(生駒セイセイビル内)、南コミュニティセンターせせらぎ、市ホームページ
結果	提出人数1人、提出件数5件

2 生駒市環境審議会委員名簿

令和 6(2024)年 8 月 1 日時点

	氏名(敬称略)	所属等
市議会議員	中尾 節子	生駒市議会
学識経験者	水谷 知生◎	奈良県立大学 教授
	河瀬 玲奈○	滋賀県琵琶湖環境科学研究センター 主任研究員
関係者団体の 代表者	阪本 隆利	生駒市自治連合会 副会長
	唐金 吉弘	生駒商工会議所 副会頭
	津山 信治	学研生駒工業会 会長
	稲葉 健三	生駒市農業委員会 副会長
	堀部 泰史	南都銀行生駒支店 支店長
	矢田 千鶴子	エコネットいこま 代表
	楠 正志	一般社団法人 市民エネルギー生駒 代表理事
	谷 茂則	奈良県地球温暖化防止活動推進センター センター長
	辻中 伸弘	生駒市社会福祉協議会 事務局長
公募市民	高木 宣宏	公募市民
	岩下 仁子	公募市民

◎会長 ○副会長

3 生駒市環境基本条例

平成11年3月24日
条例第11号

私たちは、生駒山に象徴される緑豊かな生駒山地をはじめ、緩やかな矢田・西の京丘陵などの心と自然環境に囲まれ、美しい水と緑の織り成す恵み豊かな環境の下で、生活を営み、文化や歴史を育んできた。

しかしながら、近年の人口増加や科学技術の発展による様々な資源やエネルギーを大量に消費する社会経済活動は、生活の利便性や物質的な豊かさをもたらす反面、環境への負荷が自然や都市基盤における環境容量を上回り、人の健康をはじめ生活環境の健全性や自然環境の豊かさ等が損なわれるおそれが生じてきている。

さらに、これらの環境問題は、地域の環境にとどまらず、地球全体の温暖化やオゾン層の破壊など地球規模の環境にまで及び、私たちの生活の基盤である地球環境が脅かされるまでに至っている。

もとより、良好な環境は、健康で文化的な生活を営む上で欠くことのできないものであり、このかけがえのない恵み豊かな環境を保全し、将来の世代へ引き継いでいくことは、私たちの願いであり、また責務である。

このため、私たちは、限りある環境を守るため、自らがこれまでの社会経済システムや生活様式を環境への負荷の少ないものに改め、市、事業者及び市民が相互に協力しながら環境の保全及び創造を図り、人と自然との共生及び持続的な発展が可能な社会を構築するとともに、地球環境の保全に貢献していくため、ここに、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下(鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ)に係る被害が生ずることをいう。

(3) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営む上で欠くことのできない良好な環境を確保するとともに、これを将来にわたって維持し、及び向上させ、現在及び将来の世代が恵み豊かな環境の恵沢を享受することができるように行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、環境への負荷の少ない循環を基調とした持続的に発展することができ、社会の構築を目的として、すべての者がそれぞれの責務に応じた役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、人と自然とが共生できる都市の実現を目的として良好な自然環境を生かし、潤いと安らぎのある快適な環境が確保されるように行われなければならない。

4 環境の保全及び創造は、地域の環境が地球全体の環境にかかわっていることにかんがみ、地球環境の保全に資するように行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、市の区域の自然的社会的条件に応じた環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、国及び他の地方公共団体と連携を図り、その推進に努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることになるように必要な措置を講ずる責務を有する。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に、自ら積極的に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第1節 施策の基本指針

第7条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の連携を図りつつ総合的かつ計画的に行うものとする。

(1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。

(2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。

(3) 人と自然、文化及び歴史との豊かな触れ合いが保たれること。

(4) 廃棄物の減量化及び資源の循環的な利用が促進されること。

(5) 地球温暖化の防止等に資する再生可能エネルギーの普及及びエネルギーの効率的な利用が促進されること。

(平25条例28・一部改正)

第2節 環境基本計画等

（環境基本計画）

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、生駒市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1）環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び施策の大綱

（2）前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めようとするときは、市民及び事業者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、あらかじめ、第23条第1項に規定する生駒市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

（平24条例41・一部改正）

（環境の状況等の公表）

第9条 市長は、毎年、市の環境の状況、環境基本計画により実施された環境の保全及び創造に関する施策の状況等を公表するものとする。

第3節 環境の保全及び創造のための施策等

（市の施策の策定等に当たっての配慮）

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図ることにより環境の保全及び創造について配慮しなければならない。

（環境への配慮の促進）

第11条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者（以下「開発事業者」という。）がその事業の実施に当たり環境の保全及び創造について配慮すべき事項を定めるとともに、開発事業者がこれに即して自ら積極的に配慮することを促進するため、その普及に努めるものとする。

（環境影響評価の推進）

第12条 市は、開発事業者が環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を実施する場合において、当該開発事業者がその事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果により、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

（規制的措置等）

第13条 市は、環境の保全及び創造を図るために必要があると認めるときは、関係行政機関と協議して必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 市長は、環境の保全及び創造の確保について、必要に応じて利害関係者と協議し、及び指導、助言その他の措置を講ずることができる。

（環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興等）

第14条 市は、事業者及び市民が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、これに関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興その他必要な措置を講ずるものとする。

（民間団体等の自発的な活動の促進）

第15条 市は、事業者、市民又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

（情報の提供）

第16条 市は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに民間団体等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査研究の実施)

第 17 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び適正に実施するため、公害の防止、自然環境の保全その他の環境の保全及び創造に関する事項について、必要な調査研究を行うものとする。

(監視等の実施)

第 18 条 市は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等を行うように努めるものとする。

(環境マネジメントシステム)

第 19 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を効果的に推進するため、環境マネジメントシステム(環境に配慮した活動を進めるための目標を決定し、当該目標を達成するための継続的な改善を図る仕組みをいう。以下同じ。)の導入及び推進を図るものとする。

2 環境マネジメントシステムの実施に当たっては、環境への負荷の低減に向けて取り組む項目について、目標を設定し、その取組状況を評価し、見直しを行うものとする。

3 環境マネジメントシステムに係る方針の決定、総合調整等を行うため、市長を本部長とする生駒市環境マネジメントシステム推進本部を置く。

4 環境マネジメントシステムの運用に関し必要な事項の調査等を行うため、市長が指名する職員で構成する生駒市環境マネジメントシステム推進委員会を置くことができる。

5 環境マネジメントシステムを適正に運用するため、第 24 条第 1 項に規定する環境マネジメントシステム推進会議において、取組状況の点検及び評価を行うものとする。

6 前各項に定めるもののほか、環境マネジメントシステムの運用に関し必要な事項は、市長が定める。

(平 24 条例 41・追加、平 25 条例 28・一部改正)

第 4 節 地球環境の保全の推進

第 20 条 市は、国及び奈良県の施策と相まって、事業者及び市民と連携して、地球環境の保全に資する施策の推進に努めるものとする。

(平 24 条例 41・旧第 19 条繰下)

第 5 節 推進体制の整備等

(推進体制の整備)

第 21 条 市は、国、奈良県、事業者及び市民と連携して、環境の保全及び創造に関する施策を推進する体制を整備するものとする。

(平 24 条例 41・旧第 20 条繰下)

(国及び他の地方公共団体との協力)

第 22 条 市は、環境の保全及び創造を図るための広域的な取組を必要とする施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(平 24 条例 41・旧第 21 条繰下)

第 3 章 環境審議会等

(平 24 条例 41・改称)

(環境審議会)

第 23 条 市の環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、生駒市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関し必要な事項

3 審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 議会の議員

(2) 学識経験のある者

(3) その他市長が必要と認める者

- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、再任されることを妨げない。
- 6 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。
(平 24 条例 41・旧第 22 条線下・一部改正)
(環境マネジメントシステム推進会議)
- 第 24 条 環境マネジメントシステムの適正な運用を図るため、生駒市環境マネジメントシステム推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。
- 2 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 環境マネジメントシステムに係る取組状況について点検し、及び評価すること。
 - (2) 環境マネジメントシステムに係る目標について調査審議すること。
 - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、環境マネジメントシステムに関する必要な事項について調査審議すること。
- 3 推進会議は、委員 35 人以内をもって組織する。
- 4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 学識経験のある者
 - (2) 事業者及び市民
 - (3) 市職員
 - (4) その他市長が必要と認める者
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、再任されることを妨げない。
- 6 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 推進会議は、必要があると認めるときは、専門チームを置くことができる。
- 8 推進会議は、その定めるところにより、専門チームの決議をもって推進会議の決議とすることができる。
- 9 前各項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。
(平 24 条例 41・追加、平 25 条例 28・一部改正)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(生駒市環境保全条例の廃止)
- 2 生駒市環境保全条例(昭和 62 年 12 月生駒市条例第 20 号)は、廃止する。
(生駒市の特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)
- 3 生駒市の特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和 31 年 11 月生駒市条例第 12 号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成 24 年 10 月条例第 41 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 25 年 6 月条例第 28 号)

この条例は、公布の日から施行する。

4 用語集

あ 行

●いこま空き家流通促進プラットホーム
増加する空き家により地域環境が悪化することを防止するため、市と協定を結んだ不動産、建築、法律、金融などの専門家により設立された組織。

●生駒市歩きたばこ及び路上喫煙の防止に関する条例

吸い殻の散乱や、歩きながらの喫煙による火傷の危険や煙による健康被害を防止し、喫煙する人とならない人がお互いに心地よく過ごせる環境を作るため制定する条例。市内全域の公共の場所での歩きたばこの禁止や、路上喫煙の制限などを定めている。

●生駒市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例

良好な自然環境を保全するとともに、土壌汚染や土砂等の崩落、飛散、流出による災害の発生を防止することにより、市民生活の安全を確保するために制定する条例。安全基準に適合しない土砂等を使用した埋立ての禁止などを定めている。

●生駒市まちをきれいにする条例

環境美化に関する市民、事業者、行政のそれぞれの責務を明らかにし、協働により快適で安全な生活環境を守るために制定する条例。

たばこの吸い殻や空き缶などのポイ捨て禁止、ペットのふんの持ち帰り、自動販売機設置業者の空き缶などの回収容器の設置などを規定している。

●いこま市民パワー株式会社

エネルギーの地産地消や地域活性化を目指し、平成 29(2017)年 7 月に、生駒市、市民団体、民間事業者の共同出資で設立した電力会社。会社の収益は株主に配当せず、まちの課題解決のために活用する。

●一般廃棄物

廃棄物のうち、産業廃棄物以外のもの。家庭ごみの他、事業所などから排出される事業系一般廃棄物も含まれる。廃棄物処理法では、市町村が収集・処理・処分の責任を負っている。

●エコオフィス

環境や省エネに配慮した事業所。

●エネルギーの地産地消

地域に必要なエネルギーを地域のエネルギー資源によってまかなうこと。資金が地域外に流出せず地域の中で循環することで、経済効果があるほか、雇用創出のメリットがある。

●温室効果ガス

赤外線を吸収及び再放射する性質のある気体。地表面から放射される赤外線の一部を吸収して大気を暖め、また熱の一部を地表に向けて放射することで、地球を温室のように暖める。「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)、パーフルオロカーボン類(PFCs)、六フッ化硫黄(SF₆)、三フッ化窒素(NF₃)の 7 種類を温室効果ガスと定め削減対象としている。

か 行

●合併処理浄化槽

生活排水のうち、し尿（トイレ污水）と雑排水（台所や風呂、洗濯などからの排水）を併せて処理することができる浄化槽。し尿のみを処理する浄化槽を単独処理浄化槽というが、浄化槽法の改正等によって、単独浄化槽の新設は実質的に禁止されている。

●カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。「排出を全体としてゼロ」にすることを目指しており、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理等による「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味する。

●カワバタモロコ

環境省のレッドリストで絶滅危惧種に指定されている日本固有の淡水魚。生駒市では、平成 26(2014)年に市内で発見され、保護活動が始まっている。

●環境基準

環境基本法の第 16 条に基づき、政府が定める環境保全の目標。大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音などに関する環境基準を定めている。また、これらの基準は、常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改定がなされなければならないと規定されている。

●環境教育

自然の仕組みなどを学び、人と環境の関わりについての関心と理解を深めるための体験も含めた活動。

●環境マネジメントシステム

事業者が自主的に、自らの環境保全の取組を計画・実行・評価し、その結果に基づいて新しい目標に取り組むというシステム。代表的なものとして、国際規格である ISO14001 などがある。

●環境モデル都市

低炭素社会の実現に向けて温室効果ガスの大幅削減など高い目標を掲げて先駆的な取組にチャレンジする都市として、国に選定された都市。

●環境モデル都市アクションプラン

低炭素のまちづくりを実現するため、市域の温室効果ガス削減目標、環境モデル都市としての取組方針、取組内容を示した計画。

●緩和策

地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出削減のために行う対策。省エネの取組や、再生可能エネルギーなどの低炭素エネルギー、植物による CO₂の吸収源対策などがある。地球温暖化の対策には、この「緩和策」と、気候変動に対して自然生態系や社会・経済システムを適応させることにより温暖化による悪影響を回避・軽減させる「適応策」の 2 つの方法がある。

●クーリングシェルター

気候変動適応法第 21 条の規定に基づき、「熱中症特別警戒アラート」が発表されたときに、極端な高温時における熱中症による重大な被害の発生を防止するために暑さをしのげる場所として指定する場所。

●クールスポット

企業・団体、個人が、地域で気軽に集まって涼むことのできる場所のこと。

●景観行政団体

景観法に基づき設けられた、地域における景観行政を担う主体。生駒市は平成 23(2011)年 1 月に景観行政団体となった。

●下水道普及率

総人口に対する、下水道を使用できる地域の人口の割合。

●公共下水道

主として市街地における下水を排除し、または処理するために地方公共団体が管理する下水道。

●コミュニティバス

行政が中心となって、既存の路線以外のバスを必要としている地域に走らせるバスのこと。

さ 行

●再生可能エネルギー

石油、石炭等の化石エネルギーと違い、エネルギー源として持続的に利用することができるものから生み出すエネルギーの総称。代表的なものとして、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱などがある。

●里山

原生的な自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域。人里近くにあって、その土地に住んでいる人のくらしと密接に結びついている山のこと。

●産業革命

18 世紀半ばから 19 世紀にかけて起こった、生産活動の中心が「農業」から「工業」へ移ったことで生じた社会の大きな変化のこと。

●市街化区域

都市計画法などに指定された「都市計画区域」のうち、既に市街地を形成している区域、または、おおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため必要があるときは、都市計画に「市街化

区域」と「市街化調整区域」との区分を定めることができる。

●市街化調整区域

都市計画法などに指定された「都市計画区域」のうち、市街化を抑制すべき区域。原則として、開発は認められない。

●持続可能な開発目標(SDGs)

→本編 10 ページ参照

●循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わり、環境への負荷を減らすため、自然界から採取する資源をできるだけ少なくし、それを有効に使うことによって、廃棄されるものを最小限に抑える社会。

●省エネ診断

省エネの専門家がビルや工場等の電力、燃料や熱等「エネルギー全般」について幅広く診断するもの。省エネの取組について、その結果を診断報告書として提出する。

●省エネハウス(省エネ住宅)

壁や床、天井に断熱性の高い断熱材を入れ、家全体の気密性を高めることによって、冷暖房した室内の空気が外に逃げないようにしたり、熱効率の高い給湯器を使ったりすることによって、毎日の生活で消費されるエネルギーを少なくするように設計された住宅。

●省エネルギー

石油や石炭、天然ガス等、限りあるエネルギー資源がなくなってしまうことを防ぐため、エネルギーを効率よく使うこと。

●小水力発電

河川、農業用水、砂防ダム、上下水道などで利用される水のエネルギーを利用し、水車を回すことで発電する方法。一般的には出力 1,000kW 以下の比較的小規模な発電設備を総称して「小水力発電」と呼ぶことが多い。

●食品ロス

本来食べられるにもかかわらず、廃棄されている食品。食品ロスが生じる主な原因としては、家庭系では、調理時に皮を厚くむきすぎるなどの過剰除去、消費期限や賞味期限切れ等による直接廃棄である。事業系では、飲食店などで発生した食べ残し、食品メーカーや小売店におけ

る規格外品の撤去や返品、在庫過剰や期限切れの売れ残り等である。

●ゼロカーボンシティ

2050 年に二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることを目指す旨を首長が公表した地方自治体のこと。

た 行

●太陽光発電

太陽の光エネルギーを吸収して電気に変える太陽電池を使った発電方法。太陽光発電システムは、太陽電池を配置した太陽電池パネルと、太陽電池で発電した電気を家庭用の交流 100V に変えるインバーターで大枠が構成され、この他に電気の逆流を防ぎ、集電する接続箱、電力売買電メーターなどが加わる。

●脱炭素経営

気候変動対策（脱炭素）の視点を織り込んだ企業経営のこと。

●脱炭素先行地域

2050 年カーボンニュートラルに向けて、民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴う二酸化炭素排出の実質ゼロを実現し、運輸部門や熱利用等も含めてそのほかの温室効果ガス排出削減についても、わが国全体の 2030 年度目標と整合する削減を地域特性に応じて実現する地域のこと。

●地熱発電

地中深くから取り出した高温蒸気や熱水を利用した発電方法で、火山地帯に多く、活動できるエリアが限られる。

●適応策

→緩和策参照

●デコ活

二酸化炭素を減らす(Decarbonization)と、環境に良いエコ(Eco)を含む“デコ”と活動・生活を組み合わせた言葉。2050 年カーボンニュートラル及び 2030 年度削減目標の実現に向けて、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を強力に後押しするための国民運動。

●電気自動車

電気エネルギーで走行する自動車。走行中に排気ガスを出さないため、地球温暖化対策に効果があり、大気汚染物質の排出も防ぐことができる。

な 行

●二次林

伐採や風水害、山火事などにより森林が破壊された跡に、土中に残った種子や植物体の成長などにより再生した森林。

は 行

●バイオマス発電

木材や植物残さ等のバイオマス（再生可能な生物資源）を原料として発電を行う技術のこと。

●ハザードマップ

自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路等の防災関係施設の位置等を表示した地図のこと。

過去の災害履歴、避難場所・避難経路などの防災地理情報が示されることが多い。

●フードドライブ

各家庭で余った食品の他、食品の製造・流通過程などで出る余剰食品や規格外商品、販売店舗で売れ残った賞味期限・消費期限内の商品等、安全上は問題がなくても廃棄される食品の寄付を受け、無償で必要な人や団体に提供する活動。

●フードパントリー

様々な理由で日々の食品や日用品の入手が困難な方に対して、企業や団体などからの提供を受け、身近な地域において無料で配付する活動。

●分散型エネルギーシステム

地域でエネルギーを生産し、地域で使うという考えによって、比較的小規模の地域に分散して複数設置されるエネルギー源を積極的に活用するエネルギーシステムのこと。

従来の大規模発電所で発電し家庭や事業所等に送電する集中型のシステムに比べ、災害時等のエネルギー確保などエネルギー供

給リスクの分散化、熱の有効活用による高いエネルギー効率の実現、これらによるエネルギーコストの削減や環境負荷の低減にメリットがあると考えられている。さらに、近年は、地域資源の有効活用や、地域のエネルギー関連産業の発展等を通じて地域経済の活性化についての意義が注目されている。

分散型エネルギーシステムで用いられる主なエネルギー源に、太陽光発電、バイオマス利用、コージェネレーション等がある。

ら 行

●レジリエンス

「回復力」「復元力」あるいは「弾力性」と訳される言葉。防災やリスク管理の観点で、災害時における速やかな機能の復旧等によく用いられる。

●レッドリスト

絶滅のおそれがある野生生物の種のリスト。国際的には国際自然保護連合(IUCN)が作成しており、国内では、環境省のほか、地方公共団体やNGOなどが作成している。

数字・アルファベット

●5R

Reduce（リデュース＝ごみを減らす）、Refuse（リフューズ＝不要なものは断る）、Reuse（リユース＝繰り返し使う）、Repair（リペア＝修理して使う）、Recycle（リサイクル＝再生利用）の5つの頭文字からなる言葉。廃棄物をできるだけ出さない社会をつくるための基本的な考え方のこと。

●DX（ディーエックス）

「Digital Transformation(デジタルトランスフォーメーション)」の略称で、データやデジタル技術を活用して「競争に勝てる」ビジネスモデルや業務プロセスへ変革すること。

●EV（イーブイ）

「Electric Vehicle(電気自動車)」の略称で、自宅や充電スタンド等で車載バッテリーに充電を行い、モーターを動力として走行する自動車。エンジンを使用しないため、走行中に二酸化炭素を排出しない。

●HEMS（ヘムス）

「Home Energy Management System(ホームエネルギーマネジメントシステム)」の略称。家庭内で多くのエネルギーを消費するエアコンや給湯器を中心に、照明や情報家電まで含め、エネルギー消費量を可視化しつつ積極的な制御を行うことで、省エネやピークカットの効果を狙う管理システム。

●ICT（アイシーティー）

「Information and Communication Technology」の略称で、日本語では「情報通信技術」と訳される。デジタル化された情報の通信技術であり、インターネット等を経由して人と人とをつなぐ役割を果たしている。

●PDCA（ピーディーシーエー）サイクル

Plan(計画)、Do(実行)、Check(測定・評価)、Action(対策・改善)の仮説・検証型プロセスを循環させ、マネジメントの品質を高めようという概念。

●SDGs（エスディージーズ）

→本編 10 ページ参照

第 3 次生駒市環境基本計画

編集・発行 生駒市 SDGs 推進課
〒630-0288
奈良県生駒市東新町 8 番 38 号
TEL 0743-74-1111
発 行 令和 7(2025)年 3 月
